３「久米島小学校いじめ防止基本方針」

（１） いじめに関する基本的な考え方

本校では、自他の生命や個性を尊重し自らを高めるとともに集団に適応し、正しい判断のもと適切な行動ができる児童を育成する。

児童相互や教師との信頼関係を築き、よりよい人間関係のもと、子どもたちが安心・安全な学校生活を送ることができるよう学校教育活動に取り組む。

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止・早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第７１号）

第一章　総則

（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」には、どのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があり、以下の①～⑧は、全職員がもつべき、いじめ問題についての基本的な認識である。

ア　いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
イ　いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
ウ　いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
エ　いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
オ　いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
カ　いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
キ　いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
ク　いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

③ いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

	《 分　類 》	《抵触する可能性のある刑罰法規》
ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	《脅迫・名誉毀損・侮辱》
イ	仲間はずれ、集団による無視	《刑罰法規に抵触しないが他のいじめ同様に毅然とした態度が必要》
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	《暴行》
エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	《暴行、傷害》
オ	金品をたかられる	《恐喝》
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	《窃盗・器物破損》
キ	いやなこと、危険なことをされたり、させられたりする	《強要・強制わいせつ》
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	《名誉毀損・侮辱》

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（２）組織

いじめ問題対策委員会は、いじめ問題対策に特化した役割を担う。

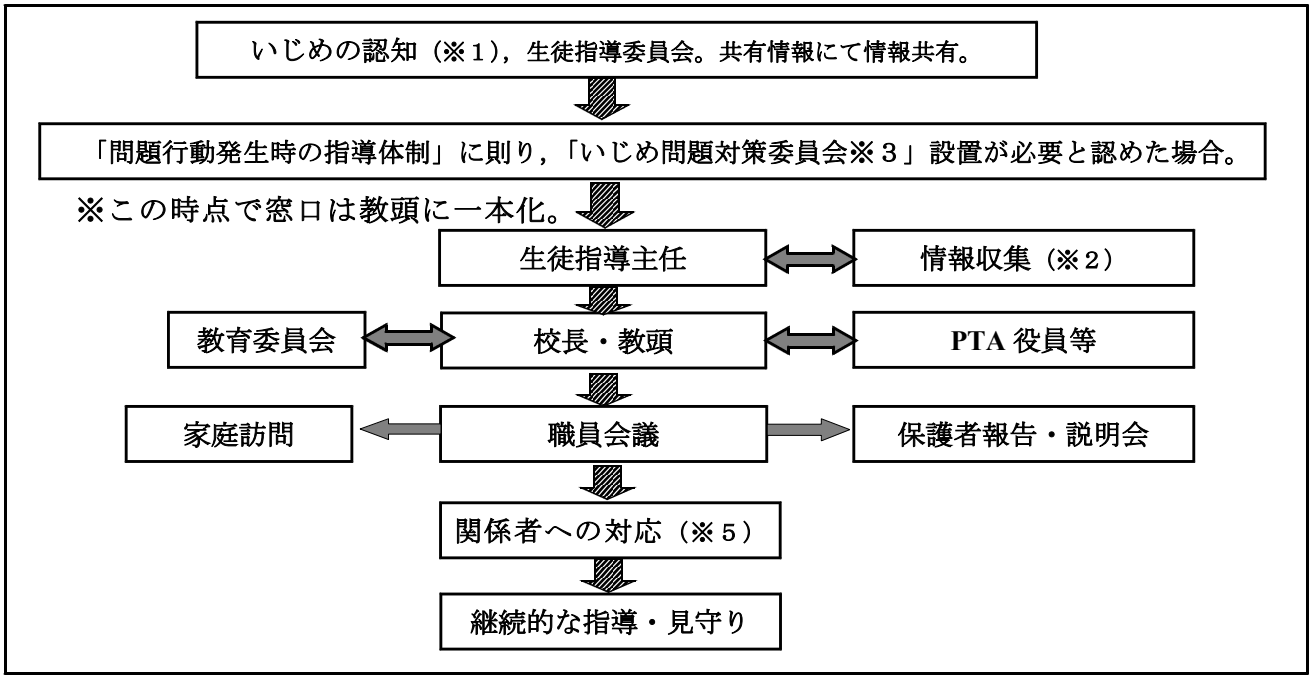

※１いじめの認知については、本人、他の生徒など様々な所で訴えがある場合があり、どんな些細なことでも必ず生徒指導主任に報告をする。

※２情報収集を行う時は、①迅速かつ正確に行う。②情報源を明かさない。③文言は統一する。④関係児童への聞き取りや他児童へのアンケートの実施。

※３いじめ対策委員会は、構成員は、校長、教頭、教務、生徒指導担当、学年担任、教育相談担当、養護教諭、SC、教育支援員，関係機関等。（窓口は教頭に一本化する）

※４いじめ事案の発生時は、いじめ対策委員会を開催、事案に応じて指導方針等のする。

※５関係者対応は、被害者対応（担任、養護教諭、SC）加害者対応（担任、関係教諭、SC）
傍観者対応（担任、生徒指導担当）保護者対応（担任、関係教諭、SC）
地域・マスコミへの対応（校長・教頭）である。

（３）いじめの未然防止について

いじめには「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ということを踏まえ、「いじめが起こらない学校・学級づくり」を全ての児童を対象として未然防止に取り組むことが最も重要である。
そのためには、好ましい人間関係を築き、互いの人格を尊重し合える態度や、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子ども達、保護者の意識や背景、地域・学校の特性を把握したうえで、年間を見通した取り組みを計画・実施する必要があると考えられる。

① 子どもや学級の様子を知るためには

ア 教職員の気づきが基本

子ども達や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い涙し、怒り子ども達と場を共有することが必要である。子ども達の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

（例）・気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行動があった等５ Ｗ １ Ｈ（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにする。
・保健室での様子を聞くなど

イ 実態把握の方法

- 学級や学年の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。
- 子ども達及び保護者への意識調査
- 学級内の人間関係を捉える調査（アセス等）

※配慮を要する子ども達の進級・進学・転学に対しては教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、子ども達が自分自身を価値のある存在と認め、大切に思う「自尊感情」感じとれる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。
子ども達は、周囲の環境によって大きな影響を受けやすく、学校で身近な存在である教職員の姿勢は、重要な教育環境の１つである。教職員が子ども達に対して愛情を持ち、配慮を要する子ども達を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子ども達に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力になると考えられる。

ア 子ども達のまなざしと信頼

子ども達は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が子ども達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、子ども達の良きモデルとなり、慕われ信頼されることが求められる。

イ 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり、気軽に話したりすることができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子ども達と向き合う時間を確保し、心の通い合う授業づくり、学級づくり、学校づくりを推進することが必要である。

③ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間や集団づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、子ども達を成長させることとなる。また、教職員の子ども達への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子ども達は大きく変化すると考えられる。

○ 子ども達に自信を持たせる「とっておきの言葉」（例）

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あのときの態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ」
- 「あなたの対応はとても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの○○に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、○○ができたの。すごい、うれしいわ」

○ いじめ未然防止のための子ども達による主体的な活動（例）

児童会による自発的、自治的な活動で、いじめ防止を訴え、解決を図れるような取り組みを進めることも効果的な方法である。

- **異年齢交流**
  縦割り班での朝の活動や運動会、遠足、嘉儀山フェスタなどの取り組み等
- **「いじめ STOP !」宣言**
  運営委員会が中心になり、「いじめ STOP !」を宣言する。相談箱の設置、標語の募集、ポスター作り等の取り組み。

④ 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

ア 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子ども達に理解させることが大切である。また子ども達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

イ 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業は大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」、「心づかい」や「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめ抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要になる

ウ 体験活動の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気付き、発見して体得していく。しかしながら、現在の子ども達は福祉体験やボランティア体験、職場体験等の「生きた社会」との関わりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れて行くことも重要である。

○ 体験活動の例
・体験型環境学習・就業体験（職場見学・体験学習）・伝統文化芸術体験・交流及び共同学習
・ボランティア福祉体験等

エ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者との関わる機会を増やしていくことが必要となる。子ども達が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効である。

○ 様々な学習手法の例
・エンカウンター　・ソーシャルスキルトレーニング
・アサーショントレーニング　・ピアメディエーション　等

⑤ 保護者や地域の方への働きかけ

ＰＴＡの各種会議や保護者会等においていじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場所を設けることが大切である。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やＨＰ、学校・学級だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

（４）いじめの早期発見について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

① 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

ア 子どもの立場に立つ

一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め子どもたちの立場に立ち、守るという姿勢が大切である。

イ 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められる。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが大切である。

② いじめは見えにくい

ア いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目につきにくい時間や場所を選んで行われている。

- 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。**《時間と場所》**
- 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。**《カモフラージュ》**

イ いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない。②いじめられている自分はダメな人間だ。③訴えても大人は信用できない。④訴えたらその仕返しが怖い。などの心理が働く。

ウ ネット上のいじめは最もみえにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えないと言える。家庭で「メールの着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するように依頼する。

③ 早期発見のための手だて

日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に気を配ることが大切である。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があると考えられる。 その際、いじめ早期発見のためのチェックリストを活用することも有効な手段である。また、教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示物を作成・掲示していくことも大切である。

観察の視点 ～集団を見る視点～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることからいじめが発生しやすくなることが多い。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

教育相談(学校カウンセリング) ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境を作ることが重要である。また、それは教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

定期的な教育相談週間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが重要である。本校では 5 月と 11 月の２回に分け教育相談を実施し、カウンセリング体制を整えると同時に県・町のカウンセラーとの個別の面談も必要に応じて適宜行うことでいじめの早期発見に対応する。

いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することを原則とするが、本校では毎月１回いじめ実態アンケートを実施しいじめの認知を行う。実施方法については、無記名で帰りの会等を利用しての実施をする。またアンケートはあくまでも発見の手だての１つであるという認識で行うことが大切である。(アンケートの内容については別紙参照)

基本の実施日を月の最終日をとし、翌日を回収日とする。

④ 相談しやすい環境づくりを進めるために

子どもたちが、教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられるので十分な配慮が必要である。

本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを講じなければばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証することが大切である。

●事実関係や気持ちを傾聴する。

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する姿勢が大切である。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意。

周りの子どもからの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めることが大切である。

●「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与えることが大切である。

保護者からの訴えには

●保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

●問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡を取り合うことが大切である。

●子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

⑤ 地域の協力を得るために

町こども安心ネット協議会などの学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求めることが必要である。

民生委員・児童委員や地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努めることが大切である。

（５）「いじめに対する早期対応」について

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

① いじめ対応の基本的な流れ

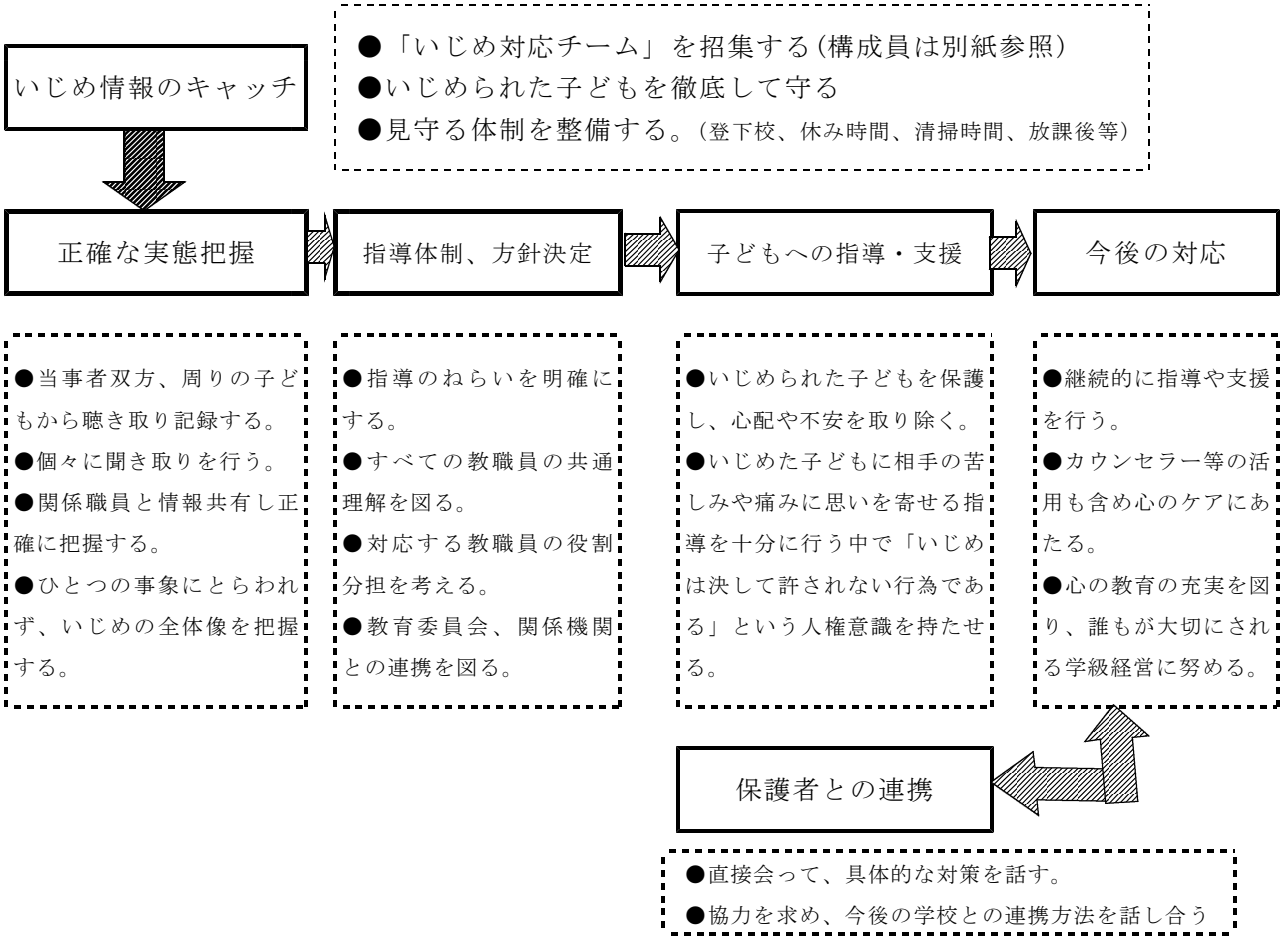

（６）ネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめについては、認知件数が増加している。SNS 等を用いたいじめについては、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため、そうした態様のいじめを学校が認知しきれていない可能性がある。しかし、そうした態様のいじめについても、学校として組織的に対処する必要があり、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係などの構築等に努め、いじめを訴えやすい体制を整えることや、学校における情報モラル教育を推進していくことが重要である。

① ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用した、インターネット上の不適切な書き込みや、メールや LINE などの SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した、特定の児童について誹謗中傷等、インターネット上における人権侵害などをしていじめを行うもの。

② 未然防止・早期発見のためには

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても理解をしてもらい、家庭での指導も不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、指導をする。